場合に限る。）にあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第六号の調理員を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士又は管理栄養士　一以上

五・六　（略）

2～9　（略）

10　第一項第四号の栄養士又は管理栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。

11～13　（略）

（職員配置の基準）

第三十七条　都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては第六号の調理員を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士又は管理栄養士　一以上

五・六　（略）

2～7　（略）

附　則

（軽費老人ホームＡ型の職員配置の基準）

第六条　軽費老人ホームＡ型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームＡ型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第五号の栄養士若しくは管理栄養士、第六号の事務員、第七号の医師又は第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームＡ型にあっては第八号の調理員を置かないことができる。

一～四　（略）

五　栄養士又は管理栄養士　一以上

六～八　（略）

2～8　（略）

9　第一項第五号の栄養士又は管理栄養士は、常勤の者でなければならない。

10・11　（略）

（女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十八条　女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員配置の基準） **第九条**　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。 一・二　（略）	（職員配置の基準） **第九条**　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。 一・二　（略）